

住宅改造費助成金受領委任払届出書

加古川市長 様

私（申請者）_____は、今回申請する住宅改造費助成申請における住宅改造費助成金の受領の権限を下記の施工業者に委任することを届出いたします。

令和 年 月 日

<申請者>

住 所 _____

氏 名 _____

（自署または記名・押印）

<施工業者>

事業者名 _____

事業者登録番号 _____

誓 約 書

加古川市長 様

上記の受領委任払の届出を行う住宅改造費助成金の対象工事について、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記の事項を遵守せず、住宅改造費助成金の決定が取消となったときは、介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払事業者の登録を取り消されても異議を申し立てません。

また、住宅改造費助成金の決定が取消となったことに伴うトラブル等については、施工業者の責任において解決し、貴市には一切ご迷惑をかけないことを確約します。

記

1. 介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払にかかる承認事項を遵守すること。
2. 加古川市から申請書類の追加・修正等の指示があったときは、速やかに対応すること。
3. 住宅改造費助成決定通知書に記載された期限までに工事完了届を提出すること。

令和 年 月 日

<施工業者>

事業者名

代表者名

㊞

(参考)

介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払

承認事項

- 1 介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）及び住宅改造費助成金の受領を委任された福祉用具販売事業者又は住宅改修事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令等を十分理解し、遵守するものとする。
- 2 受領委任払いは、加古川市が行う介護保険の被保険者及び住宅改造費助成事業の申請者（以下「被保険者等」という。）について、福祉用具購入費、住宅改修費及び住宅改造費助成金申請事務に係る被保険者等の便宜を図るとともに、被保険者等の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。
- 3 受領委任払いを利用することのできる者（以下「対象者」という。）は、介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）を申請する者については、次のすべてに該当し、かつ加古川市が承認した者とする。また、住宅改造費助成金を申請する者については、加古川市住宅改造費助成事業実施要綱に規定する対象要件を満たす者とする。
 - （１）加古川市の要介護認定者又は要支援認定者で、事業者が提供する福祉用具購入費又は住宅改修費の保険給付の対象となる者
 - （２）保険料の滞納により保険給付の支払方法変更（償還払い化等）の措置を加古川市から受けていない者
 - （３）生活保護を受給していない者
- 4 事業者は、対象者が加古川市に対して行う福祉用具購入費、住宅改修費及び住宅改造費助成金申請に係る申請書類の作成等に協力するとともに、必要に応じて無償で申請の代行を行うものとする。
- 5 事業者は、対象者からの要望、苦情等がある場合に誠意をもって応対するとともに、加古川市が給付する受領委任払いの事務に協力するものとする。
- 6 事業者は、偽りその他不正な手段を用いて福祉用具を販売若しくは住宅改修工事を施工し、または販売若しくは施工しようとしたと市長が認めた場合は、１年間は受領委任払いをすることができないものとする。

住宅改造費助成金受領委任払届出書

加古川市長 様

私（申請者） 〇〇 〇〇 は、今回申請する住宅改造費助成申請における住宅改造費助成金の受領の権限を下記の施工業者に委任することを届出いたします。

令和 〇年 〇月 〇日

<申請者>

住 所 加古川市加古川町北在家 2000

氏 名 〇〇 〇〇

（自署または記名・押印）

<施工業者>

事業者名 〇〇 〇〇

事業者登録番号 1

誓 約 書

加古川市長 様

上記の受領委任払の届出を行う住宅改造費助成金の対象工事について、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記の事項を遵守せず、住宅改造費助成金の決定が取消となったときは、介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払事業者の登録を取り消されても異議を申し立てません。

また、住宅改造費助成金の決定が取消となったことに伴うトラブル等については、施工業者の責任において解決し、貴市には一切ご迷惑をかけないことを確約します。

記

1. 介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払にかかる承認事項を遵守すること。
2. 加古川市から申請書類の追加・修正等の指示があったときは、速やかに対応すること。
3. 住宅改造費助成決定通知書に記載された期限までに工事完了届を提出すること。

令和 〇年 〇月 〇日

<施工業者>

事業者名 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

㊞

(参考)

介護保険給付費及び住宅改造費助成金受領委任払

承認事項

- 1 介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）及び住宅改造費助成金の受領を委任された福祉用具販売事業者又は住宅改修事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令等を十分理解し、遵守するものとする。
- 2 受領委任払いは、加古川市が行う介護保険の被保険者及び住宅改造費助成事業の申請者（以下「被保険者等」という。）について、福祉用具購入費、住宅改修費及び住宅改造費助成金申請事務に係る被保険者等の便宜を図るとともに、被保険者等の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。
- 3 受領委任払いを利用することのできる者（以下「対象者」という。）は、介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）を申請する者については、次のすべてに該当し、かつ加古川市が承認した者とする。また、住宅改造費助成金を申請する者については、加古川市住宅改造費助成事業実施要綱に規定する対象要件を満たす者とする。
 - （１）加古川市の要介護認定者又は要支援認定者で、事業者が提供する福祉用具購入費又は住宅改修費の保険給付の対象となる者
 - （２）保険料の滞納により保険給付の支払方法変更（償還払い化等）の措置を加古川市から受けていない者
 - （３）生活保護を受給していない者
- 4 事業者は、対象者が加古川市に対して行う福祉用具購入費、住宅改修費及び住宅改造費助成金申請に係る申請書類の作成等に協力するとともに、必要に応じて無償で申請の代行を行うものとする。
- 5 事業者は、対象者からの要望、苦情等がある場合に誠意をもって応対するとともに、加古川市が給付する受領委任払いの事務に協力するものとする。
- 6 事業者は、偽りその他不正な手段を用いて福祉用具を販売若しくは住宅改修工事を施工し、または販売若しくは施工しようとしたと市長が認めた場合は、１年間は受領委任払いをすることができないものとする。